

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、今後、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を同法の対象品目に追加するなど必要な政省令等を整備することとしている。

また、2011年のアナログ放送停波に伴い、ブラウン管テレビの大量排出が見込まれている。

そこで、本事業は、リサイクル技術の確立していない追加品目のリサイクルの促進を行うとともに、ブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルに向けた技術評価や調査等を実施するものである。

2. 事業計画

家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業（平成19年度～）

- ・2011年のアナログ放送停波へ向けたブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルの促進
- ・追加品目（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）のリサイクルの促進

- ・使用済家電の効率的な収集運搬システム構築に係る検討
- ・対象品目の追加に関する普及・啓発事業

使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進（新規）

- ・使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
- ・使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
- ・家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査

家電リサイクルの在り方検討（新規）

3. 施策の効果

家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び品目の追加等を踏まえた円滑な施行が期待できる。

使用済家電の適正な流通が確保される。

我が国における将来の家電リサイクル制度の在り方が抽出される。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 65百万円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

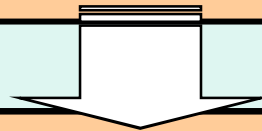
家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業	29百万円
使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進	18百万円
家電リサイクルの在り方検討	18百万円

家電リサイクル推進事業費

65百万円（52百万円）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、今後、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を同法の対象品目に追加するなど必要な政省令等を整備することとしている。

また、2011年のアナログ放送停波に伴い、ブラウン管テレビの大量排出が見込まれている。



リサイクル技術の確立していない追加品目のリサイクルの促進を行うとともに、ブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルに向けた技術評価や調査等を実施

事業計画

家電リサイクル法の施行状況の正確な把握及び円滑な施行のための施行状況調査等事業

使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進（新規）

家電リサイクルの在り方検討（新規）